

令和7年度第2回船橋市地域包括支援センター運営協議会議事録

(令和7年8月21日作成)

1 開催日時：令和7年8月21日（木） 13時45分～14時45分

2 開催場所：船橋市役所9階 第1会議室

3 出席者

(1)委員

土居良康委員（会長）、山口定之委員（副会長）、塚越明委員、結城康博委員、鈴木康友委

員、内山弘子委員、吉田綾子委員、文川和雄委員、川端心委員、島田晴美委員、三井陽子委員、乾麻由美委員、根本明子委員

(2)市職員

高齢者福祉部長、福祉サービス部長、指導監査課長、介護保険課長補佐、高齢者福祉課係長

(3)事務局

地域包括ケア推進課職員（7名）

4 欠席者0名

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

- (1) 介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について 公開
- (2) 令和6年度在宅介護支援センター事業報告について 公開
- (3) 令和6年度委託型地域包括支援センター事業報告について 公開
- (4) 地域包括支援センターの事業報告について 公開

6 傍聴者数0名

7 決定事項

- (1) 介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について
(承認事項)

- (2) 令和 6 年度在宅介護支援センター事業報告について
(報告事項)
- (3) 令和 6 年度委託型地域包括支援センター事業報告について
(報告事項)
- (4) 地域包括支援センターの事業報告について
(報告事項)

8 その他

なし

～令和 7 年度第 2 回船橋市地域密着型サービス運営委員会議事～

○事務局（司会）

それでは、令和7年度第2回船橋市地域包括支援センター運営協議会を始めさせていただきます。本協議会で使用する資料は赤のインデックスがついた資料となります。
傍聴者についてですが、本日の傍聴者はおりません。

○事務局（司会）

それでは、これ以降の議事につきましては、船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第4条に基づき、会長が議長となり、進行していただくことになっております。会長、よろしくお願ひいたします。

○会長

わかりました。
ただ今より、令和7年度第2回船橋市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。
それでは議題にそって審議を進めていきたいと思います。
議題（1）介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について事務局から説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

本日の議事は4件ございます。
議題1、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について説明いたします。

お手元の赤のインデックス1をご覧ください。
地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談や権利擁護などの包括的支援事業のほか、要支援のケアプラン作成を行う指定介護予防支援事業及び総合事業に係る介護予防ケアマネジメント業務をおこなっております。
いずれの業務もその一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるとされております。
当議題について、協議会で都度承認をお願いしているところでございますが、今回も同様に承認をお願いしたい事項となっています。

これまで事業所について委託の承認をいただいておりますが、今回、新たに市内2事業所、市外3事業所について、承認をお願いいたします。なお、事業所の詳細については資料のとおりです。

事後承認となりますので、いずれの事業所も中立性、公平性を確保できるものと考えておりますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

説明については以上です。会長よろしくお願ひいたします。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について、これを承認するものといたします。

○会長

それでは、引き続き、令和6年度の在宅介護支援センター事業報告について説明をお願いします。

○事務局(地域包括ケア推進課)

令和7年6月におこなった在宅介護支援センターの訪問調査について報告いたします。赤のインデックスの2番をご覧ください。

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの協働機関として位置づけられ、令和6年度は市内15か所に開設しております。

今年度は7か所の在宅介護支援センターの訪問調査をおこないました。

主な調査内容は、令和6年度の実績及び令和7年度の事業計画です。調査に先立ち、令和6年度の在支の運営について、自己評価及び地域包括支援センターからの評価をおこなっております。評価の視点は(1)身近な相談窓口、(2)地域のネットワーク構築、(3)地域包括支援センターの協働機関、です。

まず、(1)身近な相談窓口についてです。

在宅介護支援センターへ寄せられる相談件数は、増加傾向が続いています。

主な相談者としては、本人、家族、民生委員などで、相談内容については、介護保険の申請やサービスの内容にかかわる相談が多くを占めます。

また、各在支においては在宅介護支援教室を開催することにより、介護やセルフマネジメントに関する知識を伝えることや、在宅介護支援センターの周知に努めています。令和6年度は全体で47回の在宅介護支援教室の開催がありました。

続いて、(2)地域のネットワーク構築についてです。

地域ケア会議は地域課題の共有・検討や、ネットワークの構築のために開催されており、令和6年度の「全体会議」開催数は、各地区4~6回の開催、全体で98回でした。個別ケースを関係者間で話し合う「個別ケア会議」開催数は74回でした。

また、民生委員との連携については、民生委員が必要に応じて在支に相談をおこなったり、在

支が地域の高齢者を把握する際に民生委員に情報を求めるなど、高齢者支援において連携を図っている他、地域のイベントや会議において日頃から顔の見える関係性を築いています。

続いて、(3) 地域包括支援センターの協働機関についてです。

包括と在支は定期的に会議等の機会をもうけて連絡を密にしており、在支が対応しきれない困難な事例と判断した場合に速やかに包括へ相談をしたり、普段の対応方法などについても、疑問や不安があった場合にはこまめに相談するなど、どの地区も連携を取り合って業務をおこなうことができています。

在宅介護支援センターが地区の状況を把握したり、関係者間での話し合いをスムーズに進めていくため、地域を拠点として活動している方々と日頃から顔が見える関係を築くことが必要です。今後も引き続き、地域とのネットワーク構築に努め、地域包括支援センターと役割分担しながら、身近な相談窓口としての機能を果たしていく必要があります。報告は以上です。

議題3の説明については以上となります。会長よろしくお願ひします。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願ひいたします。

○会長

在支の聞き取り調査、いろいろと訪問して話を聞いていると思いますが、それぞれの在支の問題点はあがってこないものですか。たとえば、在支を運営していくうえで、あまり問題点は出でこないものか。これはできていました。困っていたり、改善に役立てたい、そういったことはないのでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

在宅介護支援センターは、専従の相談員がひとりなので、どうしても人手が足りない場合がある、普段から工夫をされている在支が多いと聞いています。地域の方から信頼されてお願い事をされたり、こちらにも参加してほしいと希望があつても断わる場合があるだとか、そういうことを工夫していると話を聞いています。

○会長

今後、何とかできるように市として協力してあげてほしいですね。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、令和6年度在宅介護支援センター事業報告について報告を受けたものとします。

○会長

引き続き、令和6年度委託型地域包括支援センター第4四半期終了時の事業報告についてご説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

令和6年度委託型地域包括支援センター第4四半期終了時の事業報告についてご説明させていただきます。赤のインデックス3をご覧ください。

資料の全体構成でございますが、目次（1）から（4）までが、評価の概要でございます。（5）以降が各センターの報告書となっております。全体で200ページほどの資料となっておりますので、要点を絞って説明したいと思います。

1ページ目、地域包括支援センター訪問調査に基づく行政評価の結果を記載したものでございます。

1. 概要として訪問先及び訪問日を記載しています。

次に2番、行政評価の結果をまとめております。行政評価でございますが、大きく2つの要素で構成されております。1つ目が地域包括支援センターの基本的な業務であります基本点、2つ目が成果点となっております。成果点については、当該年度において市として考えている重点的な取り組み、今年度については権利擁護業務（主に意思決定支援）、そして地域包括支援センターがそれぞれ自主的に行っている事業、以上2つの事業を合わせたものとなっております。基本点と成果点の総合合計得点、これが、最終的な行政評価の結果となっております。

2ページ目。各地域包括支援センターの行政評価の推移の記載がございます。直近、3年分の記載がございまして、令和3年度、令和4年度、令和5年度、そして令和6年度の第3四半期終了時の点数を参考資料として記載させていただきました。

最終的な行政評価の結果についてご報告いたします。

新高根・芝山、高根台地域包括支援センター	合計253点
前原地域包括支援センター	合計257点
三山・田喜野井地域包括支援センター	合計254点
習志野台地域包括支援センター	合計254点
塚田地域包括支援センター	合計254点
法典地域包括支援センター	合計255点
宮本・本町地域包括支援センター	合計240点
二和・八木が谷地域包括支援センター	合計252点
豊富・坪井地域包括支援センター	合計254点

以上が、最終的な評価結果となっております。

5ページには評価に係る配点等を記載しており、また、6～12ページは各センターの項目ご

との評価を記載しております 13ページには成果点の一覧となっておりますので、ご参照ください。

14ページ目以降が各センターの事業報告となります。

個々のセンターの詳細につきましては説明を省略いたしますが、全体的なボランティア不足など担い手不足が顕著になる中、各センターは工夫をしておりましたので一つ事例を紹介させていただきます。

183ページをご覧ください。

豊富・坪井地域包括支援センターの取り組みである、認知症の方を中心としたボランティアチームを作りその認知症の方の家の庭に花を咲かせる「お花畠計画」を実施したことで地域の方も巻き込み、最終的に孤立していた高齢者の支援につながったという好事例がありました。

地域包括支援センターは地域の様々な社会資源と協働しながら、高齢者の支援に日々努めています。

以上、議題の報告とさせていただきます。会長、よろしくお願いします。

○会長

それでは皆様、いかがでしょうか。本件について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いします。

○乾委員

家族の会の乾です。宮本・本町地域包括支援センターだけが点数が低いのは、何か理由があるのでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

宮本・本町地域包括支援センターができて、3年経ちますが、地域との連携をつくっている途中ですので、現時点では数字として現れていないのですが、今後とも市として支援をおこなっていきたいと思います。

○結城委員

要支援とか総合事業のケアマネ不足とか18ページに「問題が顕在化している」と書いてあって40ページにも「認定申請が増加して担当できる介護支援専門員も増えることなく」と書いてある。47ページにもそのような事が書いてある。要支援の待機者が多い様に思えるのですが、保険者としてどうお考えですか。

○事務局（地域包括ケア推進課長）

社会全体としてケアマネ不足は大きな問題と考えております。本市におきましても改善できて

いない状況であります。今年度から委託型地域包括支援センターにおいて要支援1・2のケアプラン作成数を増やしてサービス利用待機者を解消する目的であります。各センターケアプランナーを増員できるよう委託料を増額するなど対策を図っています。今年度から実施している状況なので効果はわからないのですが、今後も続けて効果の検証等をしたいと思います。

○結城委員

委託料の中で補助したという感じか。

○事務局（地域包括ケア推進課長）

はい。

○三井委員

介護支援専門員協議会の三井です。予防プラン待機者について。船橋市で5圏域あってかなり地域でばらつきがある。100名近い待機者がいる地域あまり待機者がいないところ、包括として待機者の管理をどのように把握しているのですか。

○事務局（地域包括ケア推進課 課長補佐）

待機者にばらつきがある。毎月の報告の中で待機者の状況というのは、課の方で把握させていただいております。解消には至っていない状況です。

○島田委員

千葉県在宅サービス事業者協会の島田です。ケアプランの事務所を持っていて、包括はどうしても単価が安い。包括だと在支さんは、市からの財源の話がありましたが、私たちのところにはそういうものが無いので、なかなか支援を持たせられない現状があります。これは市だけの問題ではなく、県とか国とか行政に働きかけないといけない問題かもしれないのですが、もう少し支援の単価を上げていただかないと。要介護1・2のかた、例えば事業所加算2を取っているのですが大体13,000円～14,000円、3・4・5になると18,000円なんです。それに比べて支援1・2の同じ労力で支援だからといって労力が要らないわけではなく、3か月に一度の訪問で良いと言われても、それで3か月に一度で良いかというとそういう訳でもない。要介護3・4・5のかたと同じ労力の中で、要介護1・2のかたの3倍以上、要介護3・4・5だと5倍となると死活問題になります。船橋市の方で予算若しくは、何か予算を県とか国とか行政で呼び掛けていただいてほしい、今の単価では難しい。支援の方が3人で1件のかたちになって沢山持てるような仕組みになったかもしれません、忙しい思いをして持たせられるかという意味では、事業所を抱えているところとしてはできないと正直なところです。

そういうところを考えていただければと思います。

○会長

国のレベルの話になってきますね。市でもできる事はやっていただきたいですね。確かに要支援3人で要介護1人の金額はどうなのかなと思います。ちなみにどこが一番待機者が多いのでしょうか。圏域による偏りなどもあるのでしょうか。人口の多い、南部とか西部・東部が多いのでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 課長補佐）

圏域的には中部圏域が多くなっています。他の圏域は周辺の市町村にお願いすることもできるので、西部圏域だと市川市等の他市の居宅支援事業所にお願いして委託させていただいております。

○結城委員

1件あたりの報酬を500円～1,000円上げても足らないですが、誠意として予算要求するべきではないでしょうか。

保険料払っている人が要支援を受けられないというのはよろしくないのではないか。

○事務局（高齢者福祉部長）

ケアマネの報酬単価等に問題がありまして、近隣においても松戸、流山（額が落ちると思いますが）補填している事業所、東京都の方は自治体があります。船橋市もどこまで一般財源を充てていくかそもそも介護保険制度、国のはうでも見直すと動きがある中で、船橋市としてどこの部分に対して補填するか、ケアマネだけに補填するか。ケアマネの報酬が高くなると現場にいた人が、ケアマネに戻ってくるなど想定できますので、考えながら船橋市として何ができるか引き続き検討をしていきたいと考えております。

○会長

他に何か委員の方からご意見ありますか。

○山口委員

赤のインデックス1のところでも、予防プランの委託先の介護支援事業所ところでも、居宅介護支援事業所の中、ひとりケアマネでやっている事業所さんがある。今回も2番目の五常さん（ケアプラン 一陽さん）予防プランでも担当しますと言つていただければ契約を交わして、お任せするスタンスだと思いますが、こういうところは、人材の基盤が軟弱なので限界がきて、やっぱり辞めますとか。事業所も辞めますとか比較的あり得るのではないかと。要介護認定の方々のケアプランの担当も含めて、どこか違う事業所さんに振らないと介護難民に対して事業所

さんが困ってしまう。そういうところも含めて予防プランをお願いするところで、ひとりケアマネの事業所が駄目というわけではありませんが、事業の継続性みたいなところ、利用者の為に評価の視点みたいなところも今後入れていった方が良いのではと、思いながらもハードルを高くするとやってくれる事業所がなくなっていく、痛し痒しというところもありますが。ひとりケアマネさんのところはかなり負担が大きいのではないかと。事業の継続性事業者の目線でという意味でもどうなのかというのが懸念としてありました。

○会長

ひとりケアマネさんどうやっていくのか。健康に留意して頑張ってやっていただきたいです。他にご意見ございますでしょうか。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、令和6年度委託型地域包括支援センター事業報告について（第4四半期終了時）、事業報告について受けたものとします。

○会長

それでは、引き続き、豊富・坪井地域包括支援センターの事業報告について、説明をお願いします。

○豊富・坪井地域包括支援センター所長

令和6年度の事業報告をいたします。

豊富地域は、船橋の名産品である梨の農家を代表とした農地が多く残る一方で、千葉ニュータウンの小室地区や坪井地区、また船橋ハイテクパークといった工業地帯も存在する、さまざまな顔を持つ地域です。

まず、船橋市における豊富地域の人口についてご報告します。令和7年4月時点の集計によりますと、船橋市全体の人口約65万人のうち、豊富地域全体の人口はおよそ1万2千人、割合としては約1.88%となっており、市内でも最も人口および人口密度が少ない地域です。その中でも、人口の半数以上が小室地区に集中しています。

地域全体の高齢化率は33.1%と、市全体と比べても高い傾向にありますが、地域内での差が大きいのが特徴です。小室地区は住宅開発が比較的新しく、若い世代や子育て世代の方が多く住んでいるため、高齢化率はやや低めとなっています。

昨年度の最大の取り組みとしてご報告したいのが、「小室サブセンター」の開設です。その設立の背景を簡単にご説明します。当センターへの相談のうち、実に半数以上が小室地区からのものでした。神保にあるセンターまで足を運ぶのが遠くて不便という声や、私たち職員が小室地区に行くにも時間がかかるといった課題が以前からありました。そこで、市民の利便性向上

と、職員の移動時間の短縮による支援の質の向上を目的として、相談窓口を身近な場所に設けるべく、準備を進めてまいりました。

開設前にはチラシを配布して広報活動も行い、9月24日には小室公民館にて説明会を開催。地区連、各町会長、近隣の事業所、消防署、派出所などにもお声がけをし、地域ケア推進課からも職員を派遣していただきました。

そして10月1日、小室サブセンターが開所となりました。その1か月前からは、併設のケアマネジャー事業所も先行して開所しており、現在ケアマネジャー2名が在籍し、サブセンターの補助業務も担っていただいている。

相談員は1名固定ではなく、5名がローテーションで対応しています。メインセンター以上に来所相談が多く、しかもほとんどの方が徒歩でいらっしゃいます。内容も、「今すぐに対応が必要なこと」よりも、「これからに備えての情報収集」といった、これまでにない傾向が見られており、開設の手ごたえを強く感じております。

地域での取り組みについて介護予防教室

セコメディック病院や老健ふなばし光陽のリハビリスタッフと協力し、令和6年度は5回実施しました。

地域ケア会議についてです。

地域課題ごとに継続的に取り組んでおり、会議の場で報告・共有・検討をおこなっています。

課題① 小室団地の高齢化と孤立の傾向

小室団地には、A.B.C3つのブロックがそれぞれ年2回会議を開催しております。年1回は団地全体での会議を開催し、情報共有と働きかけをおこなっています。各棟のキーマンとなる民生委員・町会長さん、住民とともに、気になるケースの共有も進めています。

課題② 認知症高齢者の増加

全体会議では事例報告や検討を通じて、所属団体ごとの対策が進むよう問題意識を共有しています。個別事例では活発な意見交換があり、今後の一層の高齢化に備える危機感が高まってきています。

課題③ 地域に身近な医療機関が少ない。

特に小室地区にはクリニックがなく、高齢者は総合病院を利用することが多い状況です。介護予防教室などを通じて、総合病院との連携を深める取り組みを進めています。

課題④ 高齢者的心身機能低下と情報弱者の潜在

シルバーリハビリ体操への参加の中で、指輪つかテストなどを通じて筋力低下が気になる方は、個別にアドバイスをおこなっています。

地域勉強会です。

昨年度は2回開催し、地域のケアマネジャーを対象に後見制度等について学んでいただきました。

地域ケア会議 主体の講演会（豊富地域）です

構成員を含め、過去最大となる124名の方にご参加いただきました。セコメディック病院の在宅医療について、事例動画を交えて紹介し、訪問診療の様子など寸劇形式でわかりやすく解説しました。この動画は大変好評で、複数の団体から動画DVDの貸出依頼があり、対応しています。

地域ケア会議 主体の講演会（坪井地域）です。

こちらは坪井在宅支援センターが主体となり、防災についての講演を実施しました。中学生のボランティアが活躍してくれたのがとても印象的でした。

包括だよりについてです。

年3回発行し、地域ケア会議で話し合われた内容や、季節に合ったテーマをイラスト付きでわかりやすくまとめ、地域に配布しています。包括を身近に感じていただく良いきっかけになっています。

認知症サポーターステップアップ研修です。

船橋市からの依頼を受け、小学5年生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施しました。今年度はさらに、地域でオレンジカフェとして活動していた「もったいない亭」のスタッフを対象に、ステップアップ研修もおこないました。

お花畠計画

小室地区で有名な“ゴミ屋敷”の住民の方と、少しずつ関係を築きながら、ゴミの撤去につなげることができました。いったんきれいになったあとも、拾ってくる癖がなかなか抜けませんでしたが、「庭に花を植えてみては？」と提案し、令和5年度よりプロジェクトを開始。地域の方々の協力もあり、支援の輪が広がり、本人も毎日水やりを楽しみにしています。

以上で、豊富・坪井地域包括支援センターの活動報告を終わります。

ご清聴、ありがとうございました。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいいたします。

○根本委員

居宅介護事業所というのは、主任ケアマネジャーとケアマネジャーとで区別があるようですが、主任が辞めてしまった時、5年以下のケアマネが同じ仕事をされていると思いますが、知り合いの訪問介護をやっているところがあつて、聞いたところ、猶予期間が1年位しかなくて、新規が取れないと聞いた。そうなるとケアマネがお仕事をしていて、40人以上やりたくてもできないと聞いた。支援がしたくてもしてあげられないという現状はどうなのでしょうか。猶予期間があると聞きましたが。

○会長

ケアマネ事業所をやっていて、主任ケアマネと普通ケアマネとでやっていて、主任ケアマネが辞めてしまった。事業所として1年間はそのまま運営できるが、主任ケアマネが入職してこない限りは、利用者さんが減ってきても、新しい利用者さんを受け入れることができないと。そういった場合どうすれば良いかと。

○三井委員

その事業所によって違うと思いますが、ひとりケアマネになってしまふと、持てる件数が45件、ＩＣＴを使ってもう少し増えると思います。まず、事業所運営ということで主任ケアマネが、いる・いないことで加算が違うので、主任ケアマネは欲しい状況だと思います。行政でも案内が来ますので、主任ケアマネを取っていただく。若しくは厳しい状況ではありますが主任を持っているケアマネを募集する。包括がこのような事業所の相談に乗ってあげるとよいのではないかと思う。

○島田委員

もし、主任ケアマネがいなくなった場合、船橋市として1年間の猶予が切れた場合は、どうしたら良いか教えていただきたいところで、千葉市のルールであったり、県の認可を受けているところだったりすると、令和6年からはローカルルールは廃止。行政毎のルールは廃止するようになってところはあるのですが、船橋市の方はもし1年間の猶予が切れた場合、事業所の存続を含めて、どういった考え方をお持ちですか。本当に今、主任ケアマネは取れなくて、今年の申し込みを忘れてしまって、申し込みできなかつたりなど、うっかり忘れてしまつたりすることもある。主任ケアマネがいないと運営ができないので、船橋市としてはどういうお考えですか。

○事務局（指導監査課）

基本的に国の基準条例に基づいた、或いは、通知に基づいたかたちでの運営を求めることになります。市として、緩和することであれば、担当課と取り扱いについて、相談をしていくことになる。現時点では国の通知のとおりの運営になると考えております。

○会長

国の通知に従いつつ、ケース毎に相談と。人手がいなくて、やることは沢山あって、お金もない。三重苦の状態ですけど。なんとか打開できるように私達事業者とみんなで力を合わせてやることしかないですよね。

診療所、豊富地区は、クリニックがない。小児科とかないと困るとずっと言っていますが、これだけの人口のところで、クリニックをやるのは難しい。初期投資回収できないし、ランニングも厳しい。

豊富地区は、本当に考えないと大変ではないかなと思います。

○会長

それでは皆様、いかがでしょうか。本件について、何かご質問・ご意見がございましたらお願ひします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。

それでは、本協議会として、豊富・坪井地域包括支援センターの事業報告について、報告を受けたものとします。

○会長

議題につきましては以上となりますが、その他各委員の皆様から何かご意見等ございませんでしょうか。

○会長

よろしければ、引き続き事務局から、その他連絡事項をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課 課長補佐）

次回定例会につきましては、1月頃の開催を予定しております。日程の詳細等が決まり次第、ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議事録等の校正依頼につきましては、改めて郵送させていただきます。期限を設定させていただき、訂正がある場合のみご連絡をいただくような形を考えております。

それでは以上をもちまして、令和7年度第2回船橋市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。